|  |
| --- |
| 送　付　先免税店用 |
| **小売店向け多言語コールセンター事務局**E-mail: jimukyoku.tokyo@telecomedia.co.jp（PDFにてお送りください）　電子メール以外の提出方法をご希望の場合は事務局までお問合せください。Tel:03-6630-9046（多言語コールセンター事務局　株式会社テレコメディア内　） |

|  |
| --- |
| **小売店向け多言語コールセンター 利用申込書** |
| 自治体名 |  |
| 事業者名 |  |
| 販売場の名称 |  |
| 住　所 | 〒 |
| 担当者 | 部署名：氏　名： |
| 連絡先 | 電　話：ＦＡＸ：e-mail： |
| 申込日 | 令和　　年　　月　　日 |
| **※下記確認事項及び注意事項の内容を確認し、上記の通り申込みいたします。** |

|  |  |
| --- | --- |
| 【重要】確認事項内容確認後、**全ての□に**チェックを入れてください。**チェックが出来ない場合はご利用頂けません。** | * 本施設は、消費税法第８条第６項に定める税務署長の許可を受けた販売場です。
* 本施設は、小売店向け多言語コールセンターサービスの利用要件である都の観光施策への協力を行います。
* 本施設は、公序良俗に反する業態の施設・店舗ではありません。
 |

＜注意事項＞

※上記内容を営む事業者以外による本サービスの利用はお断りしております。利用を発見した場合、サービスの利用を停止させて

頂く場合があります。その際に直接的又は間接的に何らかの損害が生じた場合、都及び事務局は一切の責任を負いません。

※本サービスの利用により、直接的あるいは間接的に何らかの損害が生じた場合、都は一切の責任を負いません。

※本サービスの利用者の行為が原因で生じたクレームなどに関して都は一切の責任を負いません。

※短期間（１年以内）で終了する営業は含みません。また、観光案内所や事務所機能のみの施設及び道の駅・直売所も含みません。

※「都の観光施策への協力」は、①都の作成したカード等の配布②外国人旅行者からの質問に対する簡単な観光案内です。詳細は、説明会において説明させていただきます。

※以下のいずれかに該当する団体及び個人は対象外となります。

　①暴力団（東京都暴力団排除条例に規定する暴力団）

　②法人その他団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等

　　に該当する者があるもの

　③その他、東京都が本事業の利用者としてふさわしくないと認めた場合、ご利用いただけないことがございます。

|  |  |
| --- | --- |
| 募集期間 | 　随時、申し込みを受け付けております。 |

※説明会の参加日時は先着順とします。第一希望から外れた場合のみ事務局からご連絡致します。

◆【個人情報の取扱い】この利用申込書において知り得た個人情報は、当コールセンター事業、東京都及び事務局からのご案内に関すること以外には利用いたしません。